

処 分 基 準

年 月 日 作成

法 令 名 : 道路交通法

根拠条項 : 第66条の2第1項

処分の概要 : 過労運転車両に係る指示

原権者(委任先) : 都道府県公安委員会(方面公安委員会)

法令の定め :

処 分 基 準 :

「過労運転行為を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分行っていないため、その結果としてその車両について過労運転が行われたと認められるような場合であり、具体的には、

- ・ 使用者が、当該運転者に対して、当該車両の使用の業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合
- ・ 同一の車両について、過労運転が繰り返されたような場合
- ・ 同一の使用者の管理の下にある複数の車両について過労運転が行われたような場合

などである。

問い合わせ先 :

備 考 :